

【機密性2】

大阪高裁総第879号

令和5年11月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

大阪高等裁判所長官 平 木 正 洋

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議会における協議結果要旨は、別添のとおりです。

## 令和5年度調停運営協議会協議結果要旨

### 第1 共通問題

#### 1 利用者のニーズ等を踏まえたメリハリのある調停運営を行うための具体的方策について

(各庁意見等)

##### (1) 家事調停について

- ・ 現在■■■■では80分ずつの3枠で実施しているが、午後の2枠目が延長する場合もあり、そのような場合は、3枠目に被らないように別部屋を用意してもらって対応している。

期日間準備としては、終わりの会を行って、本人も同席の上、次の期日の準備をしてもらうようにしている。準備事項については優先順位が分かるように、書記官に書いてもらうようにしている。

枠を設けて時間を短縮したことの当事者の受け止めについては、代理人の立場で出席した場合としての感想であるが、早く進んで良いと思う反面、当事者本人としてこだわりのあるところについて話す時間を圧縮するような工夫も必要となる。(■■■■家裁)

- ・ ここ数年、メリハリという言葉でいろんな取組を裁判所主導で行っていると感じている。期日でできることと期日間ですることとを切り分けるようにするなど、調停運営が変わったと実感している。調査官とも以前より早い段階での協議が進むようになった。裁判官との協議の前に調停委員と調査官が協議し、その後に裁判官と協議するなどしている。今後はこれらを言語化して周知・引継ぎをしていく必要があると思う。

午前1枠・午後2枠としている。午後の2枠目と3枠目は異なる部屋にして、部屋が被らないようにしているが、終了時間の関係で3枠目は避ける傾向がある。(■■■■家裁)

- ・ 調停における各当事者からの聴取時間の目安について、持ち時間20分であることを伝えて進めるようにしている。ただ、代理人が就かないような事件では、なかなか20分で終わるのが難しい面もある。

評議の充実については、終わりの会を本人同席で行うように働きかけている。

ヌーボードの利用については、大きめのものを準備しているほか、特に離婚については、あらかじめ争点をパターン化したものを示すようにすると裁判所から言われており、それに期待している。(■■■家裁)

- ・ 期日指定については、2つ先の期日まで指定する運用を行っている。調停時間を60分としているところ、当初60分でできるのかという受け止めはあったが、その時間で終わるということを念頭において進行させることで、議論が散漫になることが減ったという印象である。

2つ先の期日まで指定すると、「次回この書面が出てきたら、次々回このようにまとめられますよね。」という話の持って行き方ができるようになり、形にすることで、当事者の気持ちの中にもメリハリがつくのではないかと思う。

ヌーボードは見開きで使うことができ、双方の主張を書いて、見比べて共有することもできるので便利である。また、A3サイズなので、コピーを取って期日メモの後ろに付けておいたら記憶喚起にも利用できる。

当事者には、宿題を次の期日の10日前には出すようにと言っている。10日前だと宿題ができていないこともあるが、「ここまでやったが、ここはまだできてない。」と記載した書面が提出され、進行を確認できて安心感に繋がることもある。(■■■家裁)

- ・ 時間のメリハリをつける手段として、各聴取時間を期日通知書に明記したり、調停室の机上に「一人30分」等の三角柱を表示するというような準備を進めている。

ホワイトボードについては、とても効果的に利用している調停委員がおり、その委員から内部の研修会でどのように活用しているかを聞いたりもしている。(■■■■家裁)

- ・ 各調停室のホワイトボードに、離婚・親権・養育費等の様々な種類のチェック用紙のようなものをマグネットで貼って、それに書き込んでいくようになっている。次回期日や提出書類の締切りも書くようになっており、期日の最後にそれを確認している。(■■■■家裁)

## (2) 民事調停について

- ・ 特に強く感じるのは、不調で終了せざるを得ないと思われるような場合でも、調停委員会として調停案を提示したうえで、歩み寄りを図ることが大切だという点である。不調直前で成立に至ったという例があったと聞いたこともある。結局意見の隔たりが大きいまま終わると、申し立てた立場からは満足感が得られない。最近では、最終場面で隔たりが大きくて調停成立に向かわないときでも、それまでの事実関係を踏まえて、なるべく調停案を提示するようにしている。

いよいよ不調というケースで、最後に裁判官が調停室に入って説得をしたら、当事者が明らかに聞こうという態度に変わり、結局裁判官が上手く心証を開示して調停成立に至ったこともあった。(■■■■地裁)

- ・ 評議を充実させながら、期日間の活用、すなわち、次回までに何をして欲しいのか、どういう資料を準備して欲しいのかを共通認識とするために、神戸ではメモを活用している。それが書記官との連携にも役立っているし、当事者にとっても、見える化することによって確かなものになっていると思う。(■■■■地裁)
- ・ 中間評議を実施してその後の調停の進め方、方向性を確認するというのが有意義だと思う。また、当事者の中にも「今までの内容を裁判官に伝えます。」と言うと、安心した顔をする者もいる。

職種間連携という点でいうと、書記官が申立て時に対応したときの情報（当事者の個性や印象など）は、事前に共有して調停に臨むようにしている。（■■■■地裁）

（裁判官のコメント）

- ・ 当事者が自ら解決したという納得感を得るためには、自分たちの案件がどういう時間的スパンで進むかということや、裁判所がどういう資料を求めてきて、結果どう解決していくのかという見立てを共有することも大切だと思う。結論として1日何枠制ということが大切なのではなく、「これだけの時間で調停を進めなくてはいけない。そのためには今日はここまで進めなければならない。そうすると次は成立ですね。」という見立てを示していく。これがメリハリというものだ、目から鱗が落ちる思いがした。（■■■■）

- ・ 地裁の民事調停はほとんどが専門調停であり、調停案の提示は非常に大事だと思っている。全体の8割、9割は調停案を提示していると思う。

いかに早く解決案を提示できる状態に持っていくか、そのためにいつまでに何をすべきかを考えていくという視点が大切であると思う。当事者の言い分を把握し、事実関係を認定し、当事者の意向を確認する。その上で必要性が高いものとそうでないものを見極めて、必要なものには十分な時間をかけて進めていくのが良い。

裁判官の力が大きいという話もあったが、調停委員として主体的な役割をもって、メリハリの利いた調停運営を目指していただきたい。（■■■■■■■■■■）

## 2 秘匿情報の管理を適切に行うための具体的方策について

（各庁意見等）

### (1) 民事調停について

- ・ 秘匿情報の取扱いについては、裁判所から研修において取扱いルールの

説明等があり、調停委員はそのルールに則って対応するだけであるが、調停の当日、当事者から席上で書面を渡されることもある。そもそも秘匿情報を含んでいるのかという点と、反対当事者に見せて良いのかという点は必ず確認して、書記官と連携を取るようになっている。

実際に新たな秘匿制度を扱った経験はない。裁判所に聞いても、まだそんなに事例はないということだった。(■■■■地裁)

- ・ 書記官との間で秘匿情報注意リストなどを共有できたら良いのではないかと思う。

話がずれるかもしれないが、相手には見せたくないが調停委員には見てほしいという場面も結構ある。それを受け取るのかどうかはケースバイケースで悩ましい。(■■■■地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 秘匿制度の趣旨・内容を十分に理解していない当事者が多いかもしれない。この点は書記官、調停委員ともに気を付けないといけないと思っている。調停委員ハンドブックについても新たな項目として追加し、全新任調停委員に配布したところである。(■■■■■■■■■■)

## (2) 家事調停について

- ・ 当事者間秘匿制度については取扱いがまだない。

以前からも非開示希望申出がメインだが、当事者間秘匿制度の導入とともに、再度裁判所から説明があった。以前と大きく変わったのは、非開示希望申出の説明について、本人の責任が重要視されて、「非開示の情報は本人が一番理解しているから本人の責任で確認してね。あなたの判断できちんとしてね。」と説明するようになった点だと感じている。(■■■■家裁)

- ・ 現実に両制度のどちらを使うかを考えたときには、今までどおり非開示希望申出の方が多いと思う。一番大切なのは、期日中に出された書面に非開示情報があるかどうか、必要なら書記官にチェックしてもらうということ

ころかと思う。(■■■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 非開示希望申出の場合、「希望があれば申し出てください。そうしたら守ります。」としてきたものが、新たな当事者間秘匿制度ができたことに伴って、当事者の責任と変わった。

今後は、当事者にしっかりと出したいくない情報を認識させて、それを出さないのは当事者の役割であり、それでも出すときには自分で気を付けるようにしてくださいと説明することになる。調停委員も裁判官も、考え方を進化させて、危ない情報を紙で出さなくても良いような仕組みを作るといいう取組を進めていくことが大事だと思う。(■■■■)

## 第2 家事関係問題

### 1 調停手続におけるウェブ会議の効果的な活用について

(各庁意見等)

- ・ 個人的には何度かウェブ調停を行った。経過は順調だと思う。

待機室という仕組みについて、現在は使えないことになっているが、今後は使用を検討していると聞いており、もっと使いやすくなるかと思う。

(■■■家裁)

- ・ 電話会議と比べたらウェブ会議の方が良いという意見は多い。システム不具合も経験したことはない。特に遠方の当事者に関する利便性は代えがたく、期待できるという実感である。

もっとも、裁判所まで来て話をするからこそ、当事者の姿勢が変わってくる点はあると思う。また「一緒に話をしようね。」という親近感は、対面の方が生まれやすい。例えば、ウェブ会議では全然話さなくなるお年寄りもいたと聞いたこともある。(■■■家裁)

- ・ ■■■では半数以上の調停委員がウェブ会議を経験している。

注意点としては、部屋に誰もいないかどうかについてカメラを回させて

確認したり、調停委員の手控えが見えないようにカメラの位置に気を付けたりするという点がある。音声が被らないようにすることや、オーバーリアクションも心掛けている。

本人調停でウェブ会議を実施することとなった場合、録音録画等をリスクとして捉え、ネット流出等を心配する調停委員もいる。これからどこまで何ができるのかといった点は、検討が必要である。

なお、本人調停の場合、第1回調停期日からウェブ会議で実施することはしていない。

ウェブ会議の導入に当たっては、裁判所内で実際に接続してデモをしてもらい、分かりやすかった。(■■■家裁)

- ・ 研修会に参加できない委員のために動画を作って、それを裁判所のパソコンで見られるようにしてもらっている。手順書も動画にしている。(■■■家裁)

(参列員等のコメント)

- ・ 家事の調停運営改善について、令和2年にコロナ禍が始まったときに、三密を避ける必要があり、これまでの調停は続けられないのではないかとという視点が、メリハリのある調停をという問題意識とあいまって盛り上がったものと理解している。現在は、PDCAで言うともうCまで進んでいるな、議論がきちんとされているなと思い、感銘を受けた。是非Aまで、そして次のPDCAまで進めていただきたいと思う。

ウェブ会議についてはいかに調停にアクセスできるようにするか、慎重かつ大胆に御尽力を賜りたい。遠からず民事ウェブ調停も始まると思う。家事のいろんな取組の知恵を拝借して、応用していく必要がある。是非調停協会でも共有して、円滑な導入に向けて御協力いただきたい。

- ・ メリハリのある調停を実施するためには、調停委員と当事者、調停委員と裁判所の間におけるコミュニケーションが大切であると実感した。

秘匿情報の管理については、まさに情報共有と役割分担の話だと思う。当事者に最も近いのは調停委員である。実際に実例に当たったときに的確に対応できるように、いきなり慌てることがないようにお願いしたい。

- ・ 家庭の紛争は、最終的には訴訟や審判で担保されながらも、調停制度による解決が基本的な解決策であるとして組み立てられていると理解している。この制度をより良いものとするべく、秘匿情報の適切な管理やウェブを始めとする情報通信技術の活用など、調停運営改善を息長く進めていく必要があると思っている。引き続き取組を実践して行っていただきたい。
- ・ メリハリのある調停運営については、利用者のニーズをどう捉えて、調停運営の中身を充実させるかというものだと思う。

事前の評議を行い、事実関係を把握して当事者と共有し、それとともに審理の見通しを立て、いつ何をするか、当事者にどういう準備をしてもらうか、今この期日で何をするのかを当事者や裁判所とも共有しつつ、進行させていくのが必要だという思いを新たにした。

- ・ 一期日で何分、解決まで何期日という点について、どういう風に進むのかを知りたいというのも当事者のニーズだと思う。今後この取組を進めるにあたって、大きな要素が一つそこにあるというところに思いを致していただければ幸いである。本日は大変勉強になった。